

(教職員の方へ)

新型インフルエンザ発生への対応について

このことについては、平成21年4月28日付け21医大総第27号及び平成21年4月30日付け医大総第30号でお知らせしているところですが、その後の状況では、国内での感染が報告されるとともに、感染が確認されている国が30か国を超えるなど、さらに感染が拡大をしている状況となっております。

この事態を受けて、他大学においては、教職員及び学生の海外渡航に制限を設けるなどの感染防止の対応を行っているところ です。

このため、本学におきましても、学内における感染防止の観点から、当分の間、海外渡航について、下記内容のとおり対応することといたしました。

教職員の皆様には、趣旨をご理解のうえ、適切な対応をお願いします。

記

- 1 感染が確認されている国・地域かどうかにかかわらず、全ての海外渡航（出張、自主研修、海外旅行等）を自粛すること。
- 2 やむを得ない理由により、国外へ渡航する場合には、必ず事前に所属長を通して、事務局総務課へ届出を行うこと。
 - ・届出内容：所属、氏名、渡航先の国名、渡航期間、渡航理由
- 3 やむを得ず渡航した場合には、帰国日を含む7日間の自宅待機（帰国後は、大学に立ち寄らずに直接帰宅する。）とする。

また、この期間中は、医療協力や学外の教育機関での授業等の活動も行わないこととする。

なお、自宅待機中の教職員については、勤務をしたものとして取り扱う。
- 4 すでに海外から帰国し、帰国後の日数が7日以内の場合には、7日を経過するまでの間、自宅待機とする。
- 5 海外から帰国した際には、帰国時の体調について所属長に連絡をすること。

また、自宅待機中にインフルエンザのような症状がみられた場合にも所属長へ連絡をすること。

(学生の方へ)

新型インフルエンザ発生への対応について

このことについては、平成21年4月30日付け21医大学第27号学生部長通知でお知らせしているところですが、その後の状況では、国内での感染が報告されるとともに、感染が確認されている国が30か国を超えるなど、さらに感染が拡大をしている状況となっております。

この事態を受けて、他大学においては、教職員及び学生の海外渡航に制限を設けるなどの感染防止の対応を行っているところです。

このため、本学におきましても、学内における感染防止の観点から、当分の間、海外渡航について、下記内容のとおり対応することといたしました。

学生の皆様には、趣旨をご理解のうえ、適切な対応をお願いします。

記

- 1 感染が確認されている国・地域かどうかにかかわらず、全ての海外渡航を自粛すること。
- 2 やむを得ない理由により、国外へ渡航する場合には、必ず事前に学生課へ届出を行うこと。大学院生（博士課程）については、講座主任を通して学生課へ届出を行うこと。
・届出内容：所属、学年、氏名、渡航先の国名、渡航期間、渡航理由
- 3 やむを得ず渡航した場合には、帰国日を含む7日間の自宅待機（帰国後は、大学に立ち寄らずに直接帰宅する。）とする。
なお、自宅待機中の学生については、授業に出席をしたものとして取り扱う。
- 4 すでに海外から帰国し、帰国後の日数が7日以内の場合には、7日を経過するまでの間、自宅待機とする。
- 5 海外から帰国した際には、帰国時の体調について学生課に連絡をすること。
また、自宅待機中にインフルエンザのような症状がみられた場合にも学生課へ連絡をすること。